

平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日 時 令和5年7月25日(火) 10:00～:10:30

場 所 平塚市役所本館4階 410会議室

出席委員 町川委員、高木委員、田中委員、田村委員、村田委員、阿部委員、前橋委員、
北村委員

事務局 平塚市福祉部 岸福祉部長
福祉総務課 柳川課長、杉崎課長代理、木村主査、五十嵐主査
高齢福祉課 横山課長代理
障がい福祉課 村田課長代理
生活福祉課 山口課長代理
平塚市社会福祉協議会 岩崎常務理事長事務局長、久保川課長
成年後見利用支援センター 中田副センター長、田中班長

傍聴者 0人

(議題)

1 成年後見制度利用促進に関する取り組みについて

ア 平塚市の中核機関の取り組みについて

イ 市長申立て、報酬助成について

2 その他

【配布資料】

- ・令和5年度第1回平塚市成年後見制度利用促進協議会次第・委員名簿・事務局名簿
- ・資料1 平塚市成年後見利用支援センター令和4年度業務概況(総括表)
- ・資料2 平塚市成年後見利用支援センター令和4年度相談件数及び会議開催状況(3月末現在)
- ・資料3 令和4年度平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況
- ・資料4 令和4年度平塚市権利擁護人材育成・市民後見人養成講座(基礎研修)開催実績
- ・資料5 令和5年度(2023年度)平塚市成年後見利用支援センター事業計画
- ・資料6 令和5年度(2023年度)平塚市成年後見利用支援センター事業実施状況(6月末現在)
- ・資料7 平塚市成年後見利用支援センター令和5年度相談件数及び会議開催状況(6月末現在)
- ・資料8 平塚市における市民後見人養成の状況(令和5年6月末現在)
- ・資料9 令和5年度平塚市権利擁護人材育成・市民後見人養成講座(実践研修)開催日程
- ・資料10 成年後見制度講座
- ・資料11 平塚市の市長申立と報酬助成の状況

○ 開催に先立ち、会議の成立及び公開等について事務局から説明

これより会長による議事進行

会長

はじめに、議題1「成年後見制度利用促進に関する取り組みについて」事務局から説明をお願いいたします。なお、議題アとイは一括して質疑応答としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ア 平塚市の中核機関の取り組みについて、資料1から資料10まで平塚市成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）より説明。

イ 資料11平塚市の市長申立てと報酬助成の状況について、福祉総務課より説明。

会長

只今、事務局から説明がありました。質問や御意見等がありましたら、お願いいたします。

委員

資料7にありますケース検討調整会議についてですが、参加者は専門職5団体、当事者・家族3団体、センター長。そして会議の内容的なことは書いてありますが、開催目的や議論の論点など、雰囲気分かるようなことをもう少し教えていただきたい。

事務局（センター）

ケース検討調整会議につきましては、月1回開催しています。市長申立の可否が決定する前に、要請書を基にケースを検討する会議です。要請書を作成してセンターに依頼がある中で、センターの職員が本人に面会した上で、判断能力は決めることはできないですが、状態を確認して、ケース検討調整会議にかけます。会議には、センター長の弁護士、専門職団体、当事者団体が参加して、ケースを検討します。事務局が説明して、委員からの質疑応答をしています。ただ話し合うのではなく、課題検討シートを用いて、御本人の希望や現在の状況、生活上の課題、生活の維持改善、後見制度利用について、要請書の報告を聞いた中で委員の方に記載していただいています。その中から、後見制度の必要性や、後見人等の候補者、今後求められる支援等を話し合っ、最終的に会議の結果を意見書という形で要請者に送付して、市の担当課に要請書と意見書を提出してもらう流れです。

委員

5月24日は休会ということですが、実際にこれまで何ケース実施しているのかということと、検討に要する時間はおおよそどのくらいなのかということをお教えください。会議で課題を出していくということだと思いますが、専門職団体も恐らく本人に会ったことはないので、書面で報告を聞くことになるのだと思います。実際にどのくらいのケースをどのくらいの時間をかけて検討しているのか教えてください。

事務局（センター）

令和5年度については、4月19日は3ケース実施しています。5月は案件なしということで休会。6月21日は2ケースです。会議全体としては2時間の枠です。1ケースにかかる時間は、案件がどのくらいあるのかで多少前後しますが、基本的には1ケース、20分～30分以内と考えており、実績としてもそのようになっています。

委員

そうしますと、この5ケースについては、要請書に基づいてある程度議論をして、意見書にまとめられて上申というか、候補者像も固められて、まとめられたということなのでしょうか。そして、市長申立の手続きに入るように、市の成年後見調整会議に送ったということなのでしょうか。

事務局（センター）

ケース検討調整会議の意見書を提出し、市の成年後見調整会議にかけます。ケース検討会議では、候補者等について1団体を必ず推薦ということではなく、必要によっては2団体の候補者になることもあります。最終的には市の成年後見調整会議で市長申立の可否が決定されるという流れです。

委員

よくわからなかったです。

会長

ケース検討調整会議というのが、中核機関になったことにより新たに加わった会議です。従前の受任調整としてあった市の会議をケース検討調整会議に外出しして、ある意味、専門職や当事者団体の意見を聞いていくということになった。ここがどう充実できるかが、中核機関の1つの重要なポイントだと思っています。今の委員の発言はそういう趣旨の質問だと思います。ぜひこれから先、ケース検討調整会議について、我々が色々と情報を得られるように報告をいただくと大変助かります。

会長

その他に何かございますか。

どうもありがとうございました。特にないようですので、議題2、その他に移ります。

何かございますか。ないようですので、進行を事務局にお返しします。

事務局（市課長）

それでは、本日予定していた議題はすべて終了しました。貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。今後、国の動向も注視し、認知症の高齢者や障がいのある方々が尊厳をもって地域で安心して暮らせるよう、市といたしましても、中核機関である後見センターと連携をして

いきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第1回平塚市成年後見制度利用促進協議会を閉会します。どうもありがとうございました。